

# 安心して医療を受けられる制度をめざして

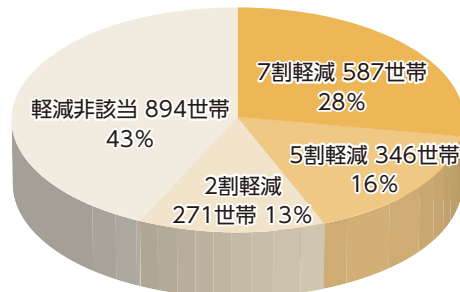
■ 令和3年度の一人当たり保険料は109,642円(前年度から据置き)

## 長野県が示す令和3年度

国保事業費納付金額：370,416,843円

この納付金額を納付するため、国保加入者3,307人、2,098世帯のうち、保険料の軽減措置（基盤安定）、県交付金等を考慮し、令和2年度国民健康保険繰越金のうち、9,327,000円を投入することで、一人当たりの保険料は、109,642円（前年度据置き）となります。また、所得額の少ない世帯には、均等割額、平等額割を7割、5割、2割軽減する措置がされます。

令和3年度 軽減措置適用世帯見込み



改定後の保険料率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	7.05%	2.67%	2.30%
資産割	6.49%	2.47%	2.85%
被保険者均等割	19,600円 (据え置き)	7,900円 (据え置き)	7,900円 (据え置き)
世帯別平等割	18,500円 (据え置き)	6,800円 (据え置き)	5,000円 (据え置き)

平成30年度から町では、保険料の算定方式について、応能分【所得割・資産割】の資産割を段階的に毎年2%ずつ削減し、その2%分を所得割へ増加させることで、被保険者に急激な影響を生じさせないよう配慮しながら3方式へ移行しています。

令和2年度は医療費が急増しましたが、増加分は保険料に加味せず、一人当たり保険料を据え置きにしました。この結果を踏まえ、令和3年度の富士見町国民健康保険料率を改定します。

※富士見町の一人当たり保険料の算定方法

- ①医療給付分 ②後期高齢者支援金分 ③介護納付金分「40歳～64歳」  
 ①と②については、年度当初全調定額（一般・退職）÷年度当初①、②の国保加入者数  
 ③については、年度当初全調定額（一般・退職）÷年度当初③の国保加入者数 の合計

■ 納入通知書を7月中旬に発送します

通知は年2回、4月と7月に世帯主あてに送付します

【4月に送付する通知】……仮徴収（暫定期分）4月・5月・6月分

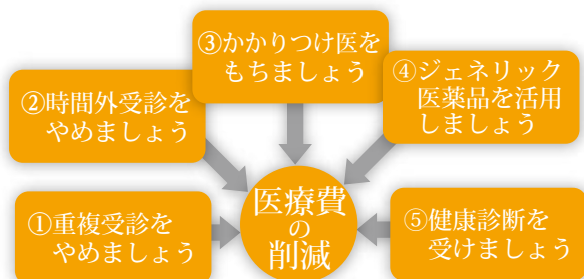
この期間は前年の所得が確定していないため、前年度の保険料をもとに暫定的な保険料で納めていただきます。

【7月中旬に送付する通知】……本徴収（本算定分）7月から翌年3月までの分

1年分の保険料が確定するため、6月分までに納めていただいた仮徴収分を差し引き、残りの分を9回に分けて納めていただきます。

## 日頃から健康増進に心がけ、医療費を削減しましょう

医療機関を受診する際は、以下の5点を心がけましょう



- ①同じ病気で別の医療機関を利用すると医療費が高額になります。また、処置・投薬などで体にも負担がかかります。
- ②緊急を要する場合以外での時間外受診をやめましょう。
- ③既往症や健康状態が把握され、健康管理全般のアドバイスを受けられます。
- ④新薬と同じ有効成分で、安全性も効き目も立証されています。
- ⑤病気は自覚症状がなく進行することも少なくありません。健康診断は年に1回受診しましょう。